

## 身近な子育てネットワーク構築推進事業 活動支援補助金 Q&A

Q1 この補助金は、令和5年度まで実施されていた「みんなの子育て・親育ち支援事業 活動支援補助金」と同じものか？ それとも全く異なるものか？

A1 この補助金は、令和5年度まで実施していた「みんなの子育て・親育ち支援事業 活動支援補助金」を、新たな政策目的に沿ってリニューアルして実施するものです。そのため、従来の補助金の内容を踏襲しつつ、一部、補助対象要件や対象活動の見直しと追加を行っています。

具体的には、補助金の対象となる団体は従来どおり、育児サークルや、読み聞かせや託児などの子育て支援活動を行っているグループになりますが、それらの活動が、子育て家庭の方々にとって身近で気軽に子育ての悩みや不安を相談したり、子育て家庭同士で情報交換を行ったりできる場になれるよう、活動の一部にそういった悩み相談や情報交換の機会を設けていることを補助対象の要件に追加しています。

また、補助金額の一定額をそういった悩み相談や情報交換に関する活動の経費に充てることとしています。

Q2 なぜ、そのようなりニューアルが行われたのか？

A2 現在、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の方々が子育ての悩みを抱えても、身近で気軽にそれらのことを相談できる相手がないという状況が増えています。身近で気軽に相談できる相手がないことにより、一人で子育ての悩みを抱え、不安や孤立状態に陥ったり、大きなストレスを抱えたりすることなどが懸念されます。

そのような状況を改善するため、市民センターなど身近な地域で活動している育児サークルや子育て支援のボランティアグループの皆様に、子育ての不安や悩みを相談できる場や、子育て家庭同士で情報交換できる場を設けていただくことで、身近で気軽に子育ての悩み等を相談できる場所が増えるよう、リニューアルを行ったものです。

Q3 従来の補助金で補助対象として認められていた活動は、補助の対象とならないのか。

A3 育児サークルの活動や、読み聞かせ、人形劇、託児など、従来の補助金で対象活動として認められていた活動は、今回の補助金でも補助の対象となります。

ただし、それらの活動の一部に、もしくは、それらと並行して、「子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する活動」も含んで行っていただく必要があります。

具体的には、例えば、毎回スタッフが参加者に向けて「読み聞かせ」の活動を行うだけで、参加者の子育て家庭同士で情報交換をしたり、スタッフの方に不安や悩みを相談したりする場が全く設けられていない場合には補助の対象となりません。

しかし、例えば、「読み聞かせ」の後に参加者同士で情報交換をする時間を設けたり、スタッフへの悩み相談の時間を設けたりしている場合には、読み聞かせの活動に必要な経費と、情報交換や悩み相談の活動に必要な経費の両方が補助の対象となります。

Q4 「子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する活動」は具体的にどんなことをすれば、それに該当する活動として認められるのか？

A4 子育て家庭の方々が、気軽に子育ての不安や悩みをお互いに話し合ったり（情報交換したり）、スタッフの方に相談したりできる活動であれば、幅広く認められます。

例えば、

- ・ お茶会の開催などにより、参加者同士で気軽に雑談や情報交換をできる時間を設けている
- ・ 活動内容をお知らせする際に、子育て相談を受けていることも合わせて周知し、実際に相談があればそれに対応している

などの場合も、上記に該当する活動として認められます。

Q5 「子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する活動」は、団体の活動をする際に毎回実施しなければならないのか？

A5 上記の活動は、必ず毎回実施しなければならないというものではありません。本来の活動に支障が出ない範囲で実施していただければ結構です。

ただし、「子育て家庭の方々が身近で気軽に子育ての悩みや不安を相談できる場や機会をつくる」という事業趣旨に鑑み、なるべく積極的に実施をしていただきますようお願いいたします。

また、上記の活動が全く行われていない場合には、補助金の返還を求める場合があります。

Q6 自分の団体には専門的なスタッフがいないので、子育ての悩み相談などに対応できる自信がない。

A6 今回の事業趣旨は、かつては実家の親や友人・知人、ご近所さんなどに話を聞いてもらったり、相談したりできていたことが、核家族化や地域のつながりの希薄化などでそういった相手がいない状況が増えたため、育児サークルなどの身近で行われている活動が、そういった話や相談もできたりする場にもなればと考えているものです。

そのため、今回の事業で想定している子育ての悩み相談などの活動も、かつて上記の方々が話を聞いたり相談を受けたりしていた程度の内容を想定しています。

具体的には、例えば、子育て家庭の方々の不安や悩みを聞いていただく「傾聴」や、ご自身の子育て経験を基にアドバイスをさせていただくといった程度のものを考えています。また、難しい相談があった場合などは無理にご自身の団体で解決していただく必要はなく、各区役所の子ども家庭相談コーナーなど専門機関をご紹介ください。

加えて、今回の事業では、子育て支援に関する能力向上のための研修受講も補助金の受給要件としております。そのため、これによっても各団体の対応能力の向上を図っていただけると考えております。

Q7 具体的にどのようなものが補助の対象になるのか？

A7 今回の補助対象となる主な例は以下のとおりです。

- ・ 育児サークルの活動やフリースペース等の運営に係る経費
- ・ 育児サークルや、読み聞かせや託児などの子育て支援活動に係る経費
- ・ 講座開催時の講師謝礼
- ・ 遊具や教材などの購入費
- ・ お誕生日会などイベント開催時の経費
- ・ 子育て家庭同士の情報交換に関する活動の経費
- ・ 子育て家庭からの不安や悩み相談に関する活動の経費
- ・ 子育て支援に関する能力向上のための研修受講に係る経費
- ・ その他活動に必要な経費

なお、下線部分に該当する経費（子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する経費）が、補助対象経費の3割以上となることが補助金支給の要件となります。